

令和3年3月23日	
所 属	福祉課
所属長	高橋 健二
電 話	06-6489-6348

誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現に向けて 尼崎信用金庫と「尼崎市地域福祉の推進に関する協定」を締結します

尼崎市は、3月25日に、尼崎信用金庫と「尼崎市地域福祉の推進に関する協定」を締結します。

本市では第3期「あまがさきし地域福祉計画（計画期間：平成29年度～令和3年度）」に基づき、基本理念である「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指して」、地域社会の一員として地域の課題解決に取り組む事業者と協働し、様々な地域の福祉課題の解決に取り組むこととしています。

このたび協定を締結する尼崎信用金庫は、創業以来「地域社会への貢献」を経営の基本方針に掲げ、令和3年6月6日に創業100年を迎える歴史ある信用金庫として、本市を拠点に市内に25店舗を展開しています。また、地域住民の身近な存在として、「これまでも、これからも、地域とともに」をコンセプトに、事業活動を通じた社会・環境への取り組みをさらに発展させ、地域活性化を通じた「持続可能な社会の実現」に取り組まれています。

この協定により、尼崎信用金庫と本市が地域の福祉課題の解決に向けた連携を強化することで地域福祉を推進し、誰もが安全・安心を実感できるまちづくりに取り組みます。

1 協定内容

(1) 協定期間

協定締結日（令和3年3月25日）から令和4年3月31日まで（1年毎に更新）

(2) 具体的な連携内容

- ・見守りに関すること
- ・地域福祉活動の推進に関すること
- ・災害時支援に関すること
- ・その他地域福祉の推進に関すること

2 締結式

と き 令和3年3月25日（木）午後3時～3時30分まで

ところ 尼崎市役所 南館2階 市長室

出席者 尼崎市長 稲村和美

尼崎信用金庫理事長 作田 誠司氏 他

以 上

連携及び協力内容事項 (協定第2条)	想定される具体的取組の例
1 見守りに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常業務時間における高齢者・障害者・こどもの見守り活動への協力 ・ 高齢者・障害者・児童虐待の通報に関する協力 例) 事業所等における連絡先掲示等による連絡体制の構築及び異変確認時の市等への連絡など ・ 認知症みんなで支えるSOSネットワーク事業の協力 例) 協力事業所としての登録及び徘徊高齢者発見時の市等への連絡など ・ ATM等を利用した振り込め詐欺被害の未然防止対策の推進 例) 広報物等による啓発など
2 地域福祉活動の推進 に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員や地域住民への地域福祉に関する情報の提供 例) 虐待防止、認知症サポーター養成、障害者差別解消、性的マイノリティや外国籍住民への理解促進や研修の実施など ・ 従業員や地域住民に対する地域活動への参加案内 例) 民生児童委員や保護司、自治会活動への参加案内の提供など ・ 地域福祉活動を推進するためのスペースの提供 例) 地域食堂や子どもの学習支援の場などを実施する際のスペースの提供など
3 災害時支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報の伝達・収集に関する取り組みへの協力 ・ 講座の開催や訓練への参加など、地域防災力の向上に関する取り組みへの協力 ・ 災害時の地域住民の避難行動支援に関する取り組みへの協力
4 その他地域福祉に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が関わる福祉に関するイベント・事業及び啓発活動のポスター及びチラシ等の配布への協力 例) 介護予防・重症化防止ハンドブック等の市広報物等の配架 ・ バリアフリー推進に関する協力

※ 各取組みの詳細については今後協議予定

尼崎市地域福祉の推進に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、尼崎市（以下「甲」という。）と尼崎信用金庫（以下「乙」という。）が相互の連携を強化することで、地域の様々な福祉課題に迅速かつ適切に対応し、地域福祉を推進することを目的とする。

(連携の内容)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる内容について連携し協力する。

- 一 見守りに関すること
- 二 地域福祉活動の推進に関すること
- 三 災害時支援に関すること
- 四 その他地域福祉の推進に関すること

2 前項の内容を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲、乙合意のうえ決定する。

(秘密の保持)

第3条 乙は、この協定の内容の実施に当たり知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定が解除された後も、同様とする。

(疑義の決定)

第4条 この協定に定めのない事項及び疑義等が生じた場合は、その都度、甲、乙協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲、乙協議のうえ変更を行う。

(期間)

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれからもその相手方に対して書面により異議の申出がないときは、その期間は、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年3月25日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市長

乙 尼崎市開明町3丁目30番地
尼崎信用金庫
理事長

「尼崎市地域福祉の推進に関する協定書」の具体的な連携の内容

1 見守りに関すること

- ・ 通常業務時間における高齢者・障害者・こどもの見守り活動への協力
- ・ 高齢者・障害者・児童虐待の通報に関する協力
例：事業所等における連絡先掲示等による連絡体制の構築及び異変確認時の市等への連絡など
- ・ 認知症みんなで支えるSOSネットワーク事業の協力
例：協力事業所としての登録及び徘徊高齢者発見時の市等への連絡など
- ・ ATM等を利用した振り込み詐欺被害の未然防止対策の推進
例：広報物等による啓発など

2 地域福祉活動の推進に関すること

- ・ 従業員や地域住民への地域福祉に関する情報の提供
例：虐待防止、認知症サポーター養成、障害者差別解消、性的マイノリティや外国籍住民への理解促進や研修の実施など
- ・ 従業員や地域住民に対する地域活動への参加案内
例：民生児童委員や保護司、自治会活動への参加案内の提供など
- ・ 地域福祉活動を推進するためのスペースの提供
例：地域食堂や子どもの学習支援の場などを実施する際のスペースの提供など

3 災害時支援に関すること

- ・ 災害情報の伝達・収集に関する取り組みへの協力
- ・ 講座の開催や訓練への参加など、地域防災力の向上に関する取り組みへの協力
- ・ 災害時の地域住民の避難行動支援に関する取り組みへの協力

4 その他地域福祉の推進に関すること

- ・ 市が関わる福祉に関するイベント・事業及び啓発活動のポスター及びチラシ等の配布への協力
例：介護予防・重症化防止ハンドブック等の市広報物等の配架など
- ・ バリアフリー推進に関する協力